

⇩ 申告書を提出し忘れた場合の救済措置

Q : 今年度の改正では、申告書を提出し忘れた場合の救済措置が規定されているとか。どのような内容になっているのですか？

A : 詳細は政令が出ないと分かりませんが、次の一定の場合には無申告加算税が課されないこととされます。

【解説】

昨年、期限内納付はしたものの申告書の提出を失念してしまい無申告加算税が課されたという事件があり、これを取り消す訴えが大阪地裁に起こされ、注目を集めました。

判決は、「納付税額を期限内に納めた場合であっても、確定申告書の提出が期限後である限り期限内申告とはみなさない」として、納税者に無申告加算税を課す判決が下されましたが、今回の改正は、こうした申告書の提出を失念した場合を救済しようとして設けられたとのことです。

改正に盛り込まれた救済措置は、申告書が法定申告期限から2週間以内に提出されたものであり、納付すべき税額が全額納期限内に納付されているなど、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合に限り、無申告加算税を課さないとする内容のものです。

期限内に申告書を提出する意思があったかどうかは、申告書の提出があった後に税務署等が個別に判断するような仕組みになるようですが、この詳細については、政令により公表されますので今しばらく見守ることとなります。

